

**一般財団法人岐阜県バスケットボール協会**  
**国民体育大会代表チーム及びスタッフ・選手選考規程**

第1条〔趣旨〕

本規程は、一般財団法人岐阜県バスケットボール協会（以下「本協会」という。）における国民体育大会のチーム及びスタッフ・選手の選考について定めることを目的とする。

第2条〔代表チーム〕

- (1) 代表チームとは、国民体育大会等、県選抜メンバーで組織するチームをいう。
- (2) 代表チームメンバーとは、スタッフ及び選手をいう。

第3条〔選考規準〕

代表チーム及びスタッフ・選手の選考については、県代表としてふさわしい人物であることを原則とする。規準は、次のとおりとする。

- (1) 県を代表し、全国大会で活躍しうる資質・技能を備えた者とする。
- (2) 原則として、国民体育大会へ向けての強化の活動を優先できる者とする。
- (3) その他、国体強化委員会にて定められた基準を満たす者とする。

第4条〔チーム及びスタッフの選考〕

- (1) 各種大会・強化活動の内容及び各連盟、ユース育成委員会等の意見を参考に、国体強化委員会が原案を作成し、審議する。
- (2) 国体強化委員会は、原案を審議した後、理事会に提出し、決定する。

第5条〔選手の選考〕

(1) 少年の部（U16）

- ①各種大会・強化活動（トライアウトなど）及びユース育成委員会、U15部会、U18部会などの意見を参考に、上記第3条で選考されたスタッフにより選考し（別紙 U16 選考基準）、国体強化委員会に提出する。
- ②国体強化委員会は、選考案を審議した後、理事会に提出し、決定する。

(2) 成年の部

- ①各種大会・強化活動（トライアウトなど）及びユース育成委員会、U18部会、社会人連盟、Bリーグなどの意見を参考に上記第3条で選考されたスタッフにより選考し、国体強化委員会に提出する。
- ②国体強化委員会は、選考案を審議した後、理事会に提出し、決定する。
- (3) その他、選考基準等必要な事項は、国体強化委員会で定める。

第6条〔本規程の改廃〕

この規程の改廃は、理事会の議決に基づきこれを行うものとする。

第7条〔施行〕

本規程は、令和4年6月9日から施行する。